

平成25年7月16日

寒川町まちづくり推進会議
会長 菊地 端夫 様

寒川町長 木村 俊雄

寒川町まちづくり推進会議「平成24年度報告書」
に基づく町の取り組みについて

平成25年2月19日付けで、貴推進会議より提出いただいた標記報告書につきまして、次のとおり取り組みをしてまいります。

今後も自治基本条例の推進及び町政運営に対する町民の参画に関すること等につきまして、ご理解ご協力賜われますようお願いいたします。

1 町民活動団体に対するアンケート（案）について

(1) アンケート（案）がまちづくり推進会議会長と町長の連名となっていることにつきましては、アンケートの作成主体が貴推進会議であることから会長名のみとし、回収率を上げるために町の付属機関である貴推進会議の説明を付記することを提案いたします。

(2) アンケート（案）の内容につきましては、財政的支援に関するものを除くことや、表現をより分かりやすくするための修正を提案いたします。

(3) プロジェクトチームの設置につきましては、貴推進会議によるアンケート分析結果後、貴推進会議で必要と判断された際は、設置に向け取り組みます。

2 行政情報をわかりやすく知らせるための方法と体制整備について

既存の広報、ホームページ、回覧などの活用に加え、昨年度よりツイッターでの情報提供も開始しているところです。今後も時代に合ったお知らせ方法を必要に応じて活用してまいります。

3 住民投票条例について

勉強会への町職員の参加につきましては、貴推進会議からの派遣依頼により職員を派遣してまいります。

4 条例を町民に知ってもらおう工夫と職員への意識付けの徹底について

町民への周知については、広報さむかわ8月号で自治基本条例についての特集、平成26年1月号で公募委員についての特集を掲載してまいります。

また、今回職員からのアイデアにより、町の封筒に自治基本条例を記載することを寒川町庁用封筒デザイン検討委員会に提案することや、まちぐるみ美化運動の周知チラシに、美化運動が自治基本条例に基づいていることを明記するなど、新たな取り組みも進めてまいります。

また、職員の意識づけについては、さらに理解を深めるため、全職員を対象とした職員研修や、課等の単位で自治基本条例について勉強してまいります。

先導的な取り組みとしては、本年度7月1日施行の地域担当職員制度により、職員が自治会定例会に出席し、地域と町とのパイプ役として活動してまいります。

5 第3期まちづくり推進会議の平成25年度の取り組みについて

自主的な研究部会への町職員の参加につきましては、貴推進会議からの派遣依頼により職員を派遣してまいります。